

表V-3-4-4 業務営業用の減・断水被害額の算定方法
(営業停止損失の大きい業種以外)

給水 制限率 (%)	域内総生産 (円/日) ①	影響率 (%) ②	制限日数 (日) ③	域内総生産減少額 (円) ①×②÷100×③
0		0		
5		0.5		
10		1		
15		3		
20		5		
25		7		
30		10		
35		11		
40		12		
45		13		
50		14		
60		15		
70		16		
80		16		
90		16		
100		16		

(注)営業停止損失の大きい業種以外

(第1次産業、製造業、水道を除く5業種以外の業種)

住宅建築、非住宅建築、建設補修、公共事業、その他の土木建設、電力、都市ガス、熱供給業、廃棄物処理、卸売、金融、保険、不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料、住宅賃貸料(帰属家賃)、鉄道旅客輸送、鉄道貨物輸送、道路旅客輸送、道路貨物輸送、外洋輸送、沿海・内水面輸送、港湾運送、航空輸送、貨物運送取扱、倉庫、コン包、その他の運輸付帯サービス、郵便、電気通信、その他の通信サービス、放送、公務(中央)、公務(地方)、学校教育、社会教育・その他の教育、学術研究機関、企業内研究開発、保健、社会保障、その他の公共サービス、広告、調査・情報サービス、物品賃貸業(除貸自動車業)、貸自動車業、自動車修理、機械修理、その他の対事業所サービス、娯楽サービス、その他の対個人サービス、事務用品